

岐阜市民みんなで作る“ホッとタウン”プロジェクト助成要綱

平成15年 4月28日決裁
改正 平成16年 4月30日決裁
改正 平成17年 4月28日決裁
改正 平成18年 4月 9日決裁
改正 平成20年 3月27日決裁
改正 平成21年 9月18日決裁
改正 平成24年 3月30日決裁
改正 平成25年 2月28日決裁
改正 平成26年 3月27日決裁
改正 平成27年 3月31日決裁
改正 平成28年 3月25日決裁
改正 平成29年 3月24日決裁
改正 平成30年 3月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域において積極的な安全活動を行う市民と市との協働により、ホッとできる安全で安心なまちづくりを進めることを目的として、予算の範囲内において行う岐阜市民みんなで作る“ホッとタウン”プロジェクトに係る助成（以下「助成」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、犯罪、交通事故等の防止を目的として、自らの発意により、自己負担を伴う公益性の認められる事業活動を実施するものとする。

(助成対象事業等)

第3条 助成の対象は、次に掲げる事業とし、当該事業の内容、助成の要件及び内容並びに助成の内容が補助金の交付であるものについての補助率及び補助限度額は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

- (1) 街角トワイライト整備事業
- (2) 防犯カメラ設置事業
- (3) 地域安全運動実施事業
- (4) ヒヤリハット・バリアフリー対策事業
- (5) 青色回転灯防犯パトロール実施事業
- (6) 暴力団排除活動実施事業

- 2 前項第3号、第5号及び第6号に掲げる事業に係る物品の給付及び貸与については、規則第5条から第6条まで、第8条から第14条まで、第17条、第18条第1項、第19条から第21条まで及び第23条から第25条までの規定を準用する。

(助成の申請)

第4条 助成の申請は、前条第1項第3号に規定する事業にあつては地域安全運動実施事業助成申請書(様式第1号)により、同項第5号に規定する事業にあつては青色回転灯防犯パトロール実施事業助成申請書(様式第2号)により、同項第6号に規定する物品の給付及び貸与に係る事業にあつては暴力団排除活動助成申請書(様式第3号)により行わなければならない。

- 2 前条第1項第4号に規定する事業に係る助成の申請の期限は、当該年度の6月末日とする。

- 3 助成の申請は、新たな助成が予算額を超える場合は、これを受け付けないものとする。

(助成の通知)

第5条 市長は、前条第1項の申請について助成の決定をしたときは、助成決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知しなければならない。

(実績報告)

第6条 助成を受けた事業の実績報告書の提出期限は、当該事業を完了した日から1か月を経過した日又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

- 2 第3条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる事業に係る物品の給付及び貸与に係る事業に係る実績報告は、助成事業実績報告書(様式第5号)によるものとする。

(補助金の交付手続の特例)

第7条 第3条第1項第4号に規定する事業の補助金の交付に係る手続については、規則第18条第2項の規定は、適用しない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成16年4月30日決裁)

この要綱は、平成16年4月30日から施行する。

附 則(平成17年4月28日決裁)

この要綱は、平成17年4月28日から施行する。

附 則(平成18年4月9日決裁)

この要綱は、平成18年4月9日から施行する。

附 則(平成20年3月27日決裁)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月18日決裁)

この要綱は、平成21年9月18日から施行する。

附 則（平成24年3月30日決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱の改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成29年3月24日決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱の改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。